

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年三月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の対象事務

平成27年度・平成28年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 218機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、幸手保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所
産業労働部	計量検定所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	越谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所
病院局	精神医療センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センタ

	<p>一江南支所、熊谷図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川越工業高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢商業高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、蓮田松韻高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、川口特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、和光特別支援学校</p>
警察本部	<p>大宮警察署、蕨警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、西入間警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(3) 監査実施日

平成28年11月1日～平成28年12月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

テーマ1 「子供の貧困対策について」

ア 監査の視点

施策の推進体制が効果的に機能しているか

- ・計画の進行管理

貧困の状況にある子供を確実に把握し、施策につなぐ体制が整備されているか

- ・貧困の状況にある子供への対応
- ・学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進体制

イ 委員監査の対象機関 6 機関

所管部局	監査対象機関
福祉部	社会福祉課、少子政策課、こども安全課
教育局	高校教育指導課、生徒指導課、義務教育指導課

ウ 監査実施日

平成29年1月23日

テーマ2 「企業との連携協定について」

ア 監査の視点

県の施策目標の実現のために、民間企業との連携協定が有効に活用されているか

- ・協定活用に向けた課題
- ・協定に関する企業の意向

イ 委員監査の対象機関 3 機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	改革推進課
保健医療部	健康長寿課
都市整備部	都市計画課

ウ 監査実施日

平成29年1月23日

(2) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的かつ効果的に行われているかを検証

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
産業労働部	中央高等技術専門校	平成 27 年度の「産業廃棄物収集運搬委託」(20,000 円)及び「産業廃棄物処分委託」(259,200 円)について、次の点で不適切であった。 1 産業廃棄物処理の委託において、契約書に記載していない種類の廃棄物を法令に違反して委託していた。 2 収集運搬及び処分に係る請求金額が、契約金額を超えていたにもかかわらず、請求金額のとおり支出した。 3 「産業廃棄物処分委託」に係る随意契約において、2 者以上から見積書を徴収する必要があったにもかかわらず、これによらず契約を締結した。

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	総合治水事務所	平成28年度に現金領収した公文書の写し作成費用について、最初に収納した日から起算して5日目には指定金融機関等に払い込まなければならないところ、払い込みが遅延していたことは不適切であった。
教育局	富士見高等学校	平成28年4月に行った行政財産使用許可に基づく5～9月分の管理費について、平成28年11月まで調定、納入通知を行わなかったことは不適切であった。
警察本部	熊谷警察署	平成27年度の「被留置者食糧の単価契約」について、予定価格調書の予定価格に誤った金額を記載したことを認識しないまま、入札を執行して契約を締結したのは不適切であった。